

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案 参照条文

- 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄） 1
- 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄） 1
- 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄） 3

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一 行政職俸給表（別表第一）

イ 行政職俸給表（一）

ロ （略）

二〜十一 （略）

2・3 （略）

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（空港等又は航空保安施設の設置）

第三十八条 国土交通大臣以外の者は、空港等又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2〜4 （略）

（完成検査）

第四十二条 空港等の設置者又は第三十八条第一項の規定による航空保安施設の設置の許可を受けた者（以下「航空保安施設の設置者」という。

）は、当該許可に係る施設の工事が完成したときは、遅滞なく、国土交通大臣の検査を受けなければならない。

2〜4 （略）

（空港等又は航空保安施設の変更）

第四十三条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、当該施設について国土交通省令で定める航空の安全のため特に重要な変更を加えようとするとき（空港等の標点の位置を変更しようとするときを含む。）は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 第三十八条第二項から第四項まで、第三十九条、第四十条及び前条の規定は、前項の場合に準用する。ただし、第三十八条第三項、第三十九条第二項及び第四十条の規定については、空港等の範囲、進入表面、転移表面又は水平表面に変更を生ずる場合に限り準用する。
(供用の休止又は廃止)

第四十四条 空港について第三十八条第一項の規定による空港等の設置の許可を受けた者（以下「空港の設置者」という。）は、当該空港の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

4 第一項の規定による供用の休止の許可に係る空港の設置者は、当該空港の供用を再開しようとするときは、国土交通大臣の検査を受けなければならない。

5 (略)

第四十五条 (略)

2 前条第四項及び第五項の規定は、供用を休止した非公共飛行場又は航空保安施設の供用の再開の場合に準用する。

(空港等又は航空保安施設の管理)

第四十七条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準（空港にあつては、当該基準及び基本方針）に従つて当該施設を管理しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の空港等又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

(手数料の納付)

第三十五条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 (略)

二 第十条第一項の耐空証明を申請する者

- 三 第十二条第一項の型式証明を申請する者
- 四 第十六条第一項の修理改造検査を受けようとする者
- 五 第十七条第一項の予備品証明を申請する者
- 六 第二十条第一項の認定を申請する者
- 七 第二十二条の技能証明を申請する者
- 八 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請する者
- 九 九十二 (略)
- 十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者
- 十四 (略)
- 十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十六 (略)
- 十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十八 (略)
- 十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者
- 二十 (略)
- 二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者
- 二十二 (略)

○航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）

（耐空証明等に係る手数料の額）

第二条 法第三百三十五条第二号から第六号までに掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第一のとおりとする。

ただし、同表第一号から第三号までの証明又は検査において騒音又は発動機の排出物の実測を行う場合にあっては、当該各号に掲げる額に別表第二に掲げる額を加算した額とする。

(航空従事者技能証明等に係る手数料の額)

第三条 法第三十五条第七号から第十一号までに掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。
(航空保安施設の検査等に係る手数料の額)

第六条 法第三十五条第十三号、第十五号、第十七号、第十九号又は第二十一号に掲げる者(同条第十三号に掲げる者)にあっては、航空保安施設の設置の許可を申請する者に限る。)が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第五のとおりとする。

(本邦外において行う検査等に係る手数料の額)

第八条 法第三十五条第二号から第五号までに掲げる者で本邦外において行う検査を受けようとするもの、同条第六号に掲げる者で本邦外の事業場について行う認定を受けようとするもの又は同条第七号若しくは第八号に掲げる者で本邦外において行う実地試験を受けようとするものが同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、第二条及び第三条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、国土交通省令で定める数の職員が当該検査、認定又は実地試験のためその地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、これらの職員は、一般職の職員給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、国土交通省令で定める。

別表第五(第六条関係)

納付しなければならない者	区分	手数料の額
一 法第三十八条第一項の航空保安施設の設置の許可を申請する者	飛行場灯 陸上空港 等の飛行 場灯火 計器着陸装置を利用して行う着陸又は精密進入レーダーを用いてする着陸誘導に従って行う着陸の用に供するもの(以下「精密進入用灯火」という。)	三万九千五百円(電子情報処理組織により許可を申請する場合(以下この号において「電子許可申請の場合」という。)にあっては、

二 航空保安施設について法第四十二条第一項の完成検査を受	飛行場灯	衛星航法補助施設	DME (距離測定装置をいう。以下同じ。)	計器着陸装置		VOR (超短波全方向式無線標識施設をいう。以下同じ。)	NDB (無指向性無線標識施設をいう。以下同じ。)	航空灯台	その他の飛行場灯火	夜間の着陸の用に供するもの (精密進入用灯火を除く。以下「夜間着陸用灯火」という。)	その他のもの
	陸上空港 等の飛行 用灯火			精密進入 用灯火	その他のもの						
航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	二百十六万二千元	三万三千七百円	一万七千九百元	二万四千七百円	二万九千二百円	二万四千七百円	二万二百円	五千八百円 (電子許可申請の場合にあつては、五千三百円)	一万三千元	二万九千六百元	三万九千百円)

けようとする者

航空灯台	その他の飛行場灯火							その他の場合
						夜間着陸用灯火		
				その他の場合		進入灯の検査が含まれる場合		
		その他の場合		その他の航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき		国土交通省の航空機を使用するとき		
		その他の航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	その他の場合	その他の場合	
		その他の場合	その他の場合	国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	その他の場合	その他の場合	
		その他の場合	その他の場合	国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	その他の場合	その他の場合	
九万百円（電子検査申請の場合にあっては、	九万五千二百円	十一万五千円（電子検査申請の場合にあっては、十一万四千六百円）	百二十四万六千七百円（電子情報処理組織により検査を申請する場合（以下「電子検査申請の場合」という。）にあっては、百二十四万六千三百円）	十四万六千六百円	百二十七万七千八百円	十四万六千六百円	百七十一万四千四百円	十七万三千九百円

D M E	計器着陸装置		V O R	N D B
	その他の場合	その他の場合		
航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき
	その他の場合	その他の場合		
六十六万八千百円	十六万八千七百円	百四十六万七千三百円	二百八十万二千九百円	六十四万千円
		二十一万四千三百円	十二万七千六百円（電子検査申請の場合にあつては、十二万七千二百円）	十一万二千九百円
			二百三十七万八千六百円（電子検査申請の場合にあつては、二百三十七万八千二百円）	
				八万九千七百円

								三 航空保安施設について法第四十三條第二項において準用する法第四十二條第一項の検査を受けようとする者	
						飛行場灯火		衛星航法補助施設	
その他の場合		精密進入用灯火及び夜間着陸用灯火以外の陸上空港等の飛行場灯火を夜間着陸用灯火に変更した場合		精密進入用灯火及び夜間着陸用灯火以外の陸上空港等の飛行場灯火を精密進入用灯火に変更した場合		精密進入用灯火及び夜間着陸用灯火以外の陸上空港等の飛行場灯火を精密進入用灯火に変更した場合		その他の場合	
その他の場合		その他の場合		その他の場合		その他の場合		その他の場合	
進入灯の検査が含まれる場		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	
その他の場合		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	
百七十万三千百円		十三万四千三百円		百二十六万六千円		十三万四千三百円		百七十万二千六百円	
								十五万七千五百円	
								二百十四万五千六百円	
								十七万三千百円	
								二百十六万二千二百円	
								七十四万七千八百円	
								十三万四千四百円	

計器着陸装置	VOR	NDB	航空灯台	その他の場合		合
				その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合
航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	その他の場合	その他の場合
十一万二千円に、ローカライザー装置にあつては百十九万四千七百円を、グライドスロープ装置にあつては百二	十一万五千四百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千円）	十万七千円	八万八千円	十三万四千八百円	百二十六万六千五百円	十三万四千八百円

四 航空保安施設について法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第四項の検査を受けようとする者							
飛行場灯		衛星航法補助施設		DME			
陸上空港等の飛行場灯				航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の場合	
精密進入用灯火				その他の場合			
夜間着陸用灯火		航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の場合			
進入灯の検査が含まれる場合		航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の場合			
その他の場合							
十二万七千六百元		九十五万七千百元		十四万三千二百元		百十二万三千八百元	
				十五万五千五百元		十一万五千四百元（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千元）	
				六十五万二千百元（電子検査申請の場合にあつては、六十五万七千七百円）		十一万二千元	
						十八万九千九百元を、マーカビーコン装置にあつては十万三千八百円を加算した額	

計器着陸装置		V O R		N D B		航空灯台																	
グライダースロープ装置を含む場合		その他の場合		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の場合		その他の飛行場灯火															
航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の場合		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の場合		その他のもの		その他の場合		その他の航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき											
								その他の場合		その他の場合		その他の航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき											
その他の場合		その他の場合		その他の場合		その他の場合		その他の場合		その他の場合		その他の場合											
十五万五千二百円		八十四万七千八百円		十一万千六百円		九十五万千三百円		十万四千円		二十六万八千四百円		八万七千六百円		九万二千七百円		十万八千二百円		七十六万九千七百円		十二万七千六百円		七十八万九千百円	

		五 航空保安施設について法第四十七条第二項の検査を受ける者					
		飛行場灯		衛星航法補助施設		DME	
		陸上空港等の飛行場灯火				航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	
		精密進入用灯火				その他の場合	
		夜間着陸用灯火				航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	
その他の場合		進入灯の検査が含まれる場合		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の場合	
その他の場合		その他の場合		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の場合	
七十八万九千百円		十二万七千六百円		九十五万七千百円		十四万三千二百円	
				百十二万三千八百円		十五万五千五百円	
				十一万五千八百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千四百円）		二十八万二百円（電子検査申請の場合にあつては、二十七万九千八百円）	
						四十九万八千百円	
						十二万五千九百円	

計器着陸装置		VOR		NDB		航空灯台		その他の飛行場灯火			
その他の場合	グライドスロープ装置を含む場合	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	その他の場合	その他の航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合
											十二万七千六百元
四十九万八千百元	十五万五千二百円	八十四万七千八百円	十一万千六百元	九十五万三千三百円	十万四千元	二十六万八千四百円	八万七千六百元	九万二千七百元	十万八千二百円	七十六万九千七百元	十二万七千六百元

衛星航法補助施設	D M E	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	十二万五千九百円
	その他の場合		二十八万二百円（電子検査申請の場合にあつては、二十七万九千八百円）	
十四万七千円	十一万五千八百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千四百円）			